

## 委員会資料等の公開に関する取り決め

エコマーク運営委員会(以下「運営委員会」という)、エコマーク企画戦略委員会(以下「企画戦略委員会」という)、エコマーク基準審議委員会(以下「基準審議委員会」という)、エコマーク審査委員会(以下「審査委員会」という)および商品分野別基準策定委員会(以下「基準策定委員会」という)に提出される委員会資料等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

### 1. 本取り決めの対象

取り決めの適用対象は各委員会の委員とする。

### 2. 資料取り扱いの区分

区分A:エコマーク広報(メールマガジン)、ウェブサイト等で積極的に公表するもの。および要求により資料を提供(公開)するもの。

区分B:委員会限りの扱いとするもの。(委員会限りの扱いとは、委員の所属団体への情報開示までを含む。所属団体とは、所属団体の委員会、会員など、所属団体名のもとに活動するすべての階層をさす。)

区分C:委員本人限りの扱いとするもの。(委員本人限りの扱いとは、委員本人への情報開示に限定することをいう。)

### 3. 委員会資料の取り扱い

運営委員会および基準審議委員会での委員会資料は原則として公開(区分A)とする。ただし、以下の①～③に該当する場合は、例外措置として区分Bおよび区分Cを考慮することとする。

①審議途中で公表すること等により公正な審議に支障を招く恐れがある場合

②関係者外に誤解を生じる恐れがある場合

③認定基準策定段階(公表手続き途上を含む)にある情報等

企画戦略委員会および審査委員会での委員会資料は原則として区分Cとする。

基準策定委員会での委員会資料は原則として区分Bとする。

資料の取り扱い例を別表に示すが、具体的な個々の資料の取り扱い区分の設定は、各委員会で承認を得るものとする。

### 4. 資料取り扱い区分の表記

運営委員会および基準審議委員会の配布資料のうち、第2項の区分BまたはCに属するもの

は、当該資料に以下の表記をするものとする。

区分Bの表記 委員会限り  
区分Cの表記 委員限り

## 5. 複数の委員会に提出された資料の扱い

企画戦略委員会、審査委員会または基準策定委員会の審議後に運営委員会または基準審議委員会に提出される資料については、原則として提出された時点での運営委員会または基準審議委員会の区分に従うこととする。一方、運営委員会、基準審議委員会または基準策定委員会で区分Aもしくは区分Bとされている資料については、企画戦略委員会または審査委員会に提出する時点で区分Cとすることはなく、無印(区分A)、区分Bもしくは区分Cを明記する。

## 6. 本取り決めの改廃

本取り決めは運営委員会において、委員の過半数の同意を得て議決し、公益財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

---

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/pdf/EM04.pdf>   ✉ [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

[制・改定履歴]

2001年 4月 1日	制定施行
2010年 4月 1日	改定施行
2013年 4月 1日	改定施行(公益財団法人設立)
2022年10月 5日	改定施行(6.)

別表

資料の取り扱い区分の例

区分	具体的資料の例
A	エコマーク事業予算・決算書、運営委員名簿、企画戦略委員名簿、基準審議委員名簿、運営委員会議事要旨、基準審議委員会議事要旨等
B	基準策定委員会配付資料(基準策定委員名簿を含む)等
C	企画戦略委員会配付資料、審査委員会配付資料(審査委員名簿を含む)等